

## 資料 1

### 国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想（平成28年3月31日国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議）（抜粋）

#### 2. 新たな国立公文書館についての基本的な考え方

##### （1）新たな国立公文書館像の方向性

##### ① 国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ「場」としての役割の発揮

公文書等を「国民共有の歴史的・文化的な資産」と捉えた場合、国立公文書館には、多様な分野や世代の人々が訪れ実際に公文書等の原本に接する機会を提供することにより、国のかたちや国家の記憶を現在を生きる人々に伝え、かつ将来につないでいく「場」としての役割を果たすことが求められる。

そのためには、国立公文書館は、平成26年度調査報告で述べた趣旨のとおり、国民が、憲法を始めとする重要な公文書の原本の展示や公文書を活用した学習などを通じ、我が国の歴史に親しみ学び、誇りを持てるような施設であるとともに、世界に対しても、我が国の成り立ちやたどってきた歴史、それに対する国民の関心と誇りの高さを伝えられるような存在となることが望ましい。

また、上記のような「場」としての機能を十分に果たしていく上では、その前提として、国立公文書館自体の存在意義について国民に広く認知されることが不可欠であり、国立公文書館が、単に過去の文書を保存する施設にとどまらず、我が国の意思決定の過程をたどれる歴史公文書等を通じ、これからの国づくりを進める上で礎となる知的資源を提供する、未来に向けた積極的な意義をもつ施設であるとの認識を広く醸成することが重要である。さらに、国民に対する説明責任を全うするという観点においては、直接施設を訪れた人々のみならず、より幅広く多くの人々が、国立公文書館が所蔵する歴史公文書等にアクセスできる環境整備及び機能の拡充を図っていくことも重要である。

##### ② 我が国全体の歴史公文書等の保存・利用等の取組推進の拠点としての役割の強化

国民が公文書等に身近に親しみ、それらを通じて歴史を体感し学ぶことができる環境を整えていく上では、国立公文書館のみならず、

歴史資料として重要な文書を保存する諸機関や地方の公文書館も含めた国全体として取組を推進し、歴史資料として重要な文書が適切に保存され、国民に広く利用されるような土壌を国全体に広げていく必要がある。

国立公文書館には、歴史資料として重要な文書を保存する諸機関や地方の公文書館等とのネットワークを形成し、かつそのネットワークの拠点として、例えば、歴史公文書等の収集・情報提供、保存・修復、デジタルアーカイブ化や人材育成等の取組において、センター的機能を発揮することが期待される。特に、地方の公文書館については、修復、デジタルアーカイブ化の取組等に関し、十分な体制を確保することが難しい施設もあることから、国立公文書館が積極的に人的・技術的支援を行うことが求められる。

### ③ デジタル化の進展を始めとする時代の変化を見据えた施設整備やサービスの展開

現在、国立公文書館におけるデジタルアーカイブ化の割合は、その保存文書の1割程であるが、国立公文書館への歴史公文書等の主たる移管元である各行政機関が保有する行政文書に占める電子文書の割合が僅かずつではあるものの増加傾向にあり、今後もデジタル化に係る技術の進展が想定されることからすると、デジタル化の流れは、加速することはあっても後退することはないものと考えられる。

諸外国においても、公文書のデジタル化の取組が進み、公文書管理に係る国際会議でもデジタル化の進展を前提としたテーマが取り上げられるようになるなど、デジタル化は世界的な潮流ともなっている。

国立公文書館の在り方を考える上では、こうした時代の変化を捉え、デジタル化がより進展した将来を見据えた上で、そこにおける国立公文書館に求められる役割やそれにふさわしい施設・サービスはどのようなものか、という観点も加味する必要がある。

## 3. 国立公文書館に求められる各機能の方向性

以下では、国立公文書館に求められる諸機能について、現状及び新たな施設の建設を視野に入れた今後の展望を述べる。

### (3) 保存・修復機能

資料の保存及び修復は、歴史資料として重要な公文書等の将来にわたる適切な保存・管理という観点から、国立公文書館が果たすべき中枢機能の1つと言える。

国立公文書館には、保存対象文書の拡大も視野に入れつつ、その保存・修復に必要な設備や体制を確保することに加え、記録媒体の多様化も踏まえつつ、我が国全体の歴史資料の保存や修復を長期的に推進していくための施設や体制を確保することが求められる。

## 【現状】

(保存)

- 書庫の利用状況は、本館（昭和46年開館、書架延長35km）が約91%、つくば分館（平成10年開館、書架延長37km）が約76%であり、平成31年度頃に満架に達する見込みである。

(参考) 諸外国の国立公文書館における所蔵公文書書架延長

アメリカ：1,400km、イギリス：200 km、フランス：380km

ドイツ：300km、韓国：177km

- 本館の設備面について、媒体に応じた選択や効率的かつ効果的な環境の制御が難しいことに加え、動線が事務スペースや閲覧室等と重なり、温湿度管理等について外部環境の影響を受けやすい。また、動力設備（電力・水道・ボイラー・エアコン等）と一体化して、安全管理上のリスクが大きい。

また、つくば分館における災害等に備えたバックアップ（遠隔地バックアップ）は行っているものの、速やかな保全・復旧のための体制・設備は整っていない。

(修復)

- 強度の破損により修復が必要な文書は、約7,000冊（平成25年度特定歴史公文書等の劣化状況等に係る調査）あり、現状の体制・施設では修復作業に16年を要する見込みである。強度の劣化により脱酸性化処理等が必要な文書は、30,000冊（平成25年度特定歴史公文書等の劣化状況等に係る調査）ある。

修復室は事務スペースと共用であり、大型の図面の修復が難しいなど、十分な作業スペースの確保に課題がある（現状約140㎡）。

(推進体制)

- 文書館については、ノウハウがある程度確立している博物館に比べ、国、地方ともに保存・修復に係る知識や技術の蓄積が不十分であるが、現状では、デジタルデータを含め、保存・修復についての研究を推進し、国内外から研修生等を受け入れる施設・設備がない。また、災害等による歴史資料の被害について、その復旧・修復支援に即応できる体制や施設がない。

## 【今後の展望】

### ① 受入れ文書の拡大や利用の増加にも対応し得る書庫の整備

保存のための書庫については、今後の収集機能の拡大等による受入れ文書の増大も視野に入れつつ、今後の移管、利用の増加等に備えた十分な規模を確保することが必要である。

### ② 適切かつ効率的な保存環境の確立及びバックアップ設備の整備

設備については、書庫区画の最適化、媒体に応じた環境の管理、外部環境（紫外線、豪雨、排ガス、動植物等）及び動力設備からの遮断などを通じ、適切な保存環境及び効率的かつ効果的な制御の実現を図るべきである。

また、防災及びバックアップシステムの確立の観点から、首都直下地震に耐えうる強度の確保及び遠隔地バックアップの維持、防火区画の設定、消火活動等に備えた復旧措置のための設備の確保等を図ることも重要である。

### ③ 修復のための設備の充実と体制強化

修復については、十分な作業スペースを確保し、事務スペースとの分離、大型の図面への処置や大量脱酸が実施できる設備の整備を図るとともに、紙媒体以外の歴史資料への対応も視野に入れた体制の強化を図るべきである。

### ④ 保存・修復に係るセンター機能の確立

以上に加え、国立公文書館が、我が国における歴史資料の保存・修復の先端的な調査研究を行うセンターとしての役割を担うべく、例えば、デジタル資料の長期的保存と修復も手がける調査研究拠点の構築、災害等発生時における復旧・修復支援に備えた国内外の研修生の受入れやボランティアスタッフの組織化を図るための体制と施設の確

保、緊急時に備えた有識者や地方公文書館等とのネットワークの構築等の取組を進めることも重要である。

#### (4) 調査・研究支援機能

国立公文書館が所蔵する歴史公文書等をより広く利活用してもらうという観点では、国立公文書館を文書の閲覧等のために訪れるユーザーの拡大を図るとともに、利用者にとってより使いやすい環境を整え、その満足度を向上させることが重要である。

特に、デジタル化が高度に進展した現代における公文書の利用のありようの急激な変化は、世界的な潮流であり、そのような中での利用者の獲得、来館利用の付加価値の創出について十分な考慮が必要である。

#### 【現状】

- 本館閲覧室は約 340 m<sup>2</sup>で、40 名が同時に資料を閲覧可能であるが、時期、時間帯によっては満席となる場合もある。利用者は研究者層（学生や教職員など）が多く、研究や論文執筆での来館目的がほとんどを占める。
- 利用者自らが目録やデータベースを利用して検索し、閲覧等の申込みをする仕組みになっており、レファレンスは、データベースの利用方法や検索方法に関するものが多数を占める。文書を理解するための基礎的な知識、原本の取扱いなど、利用者へのガイダンスやリサーチ支援は行っているが、文書の内容をより深く理解し、分析を進めるための人的なサービス、ツール（参考文献等）や設備が十分に確立されていない。

#### 【今後の展望】

##### ① 快適で利便性の高い閲覧室の整備と出納システム等の合理化

利用者の増加を念頭に、WiFi 設備等のネットワーク環境も含めた快適性・利便性、バリアフリー環境にも配慮した閲覧室を整備するとともに、文書の排架、書架の配置、施設内の輸送動線の見直しにより出納システム・動線の合理化を図るべきである。

##### ② 利用者が調査研究を深めるための設備の充実

専門的なニーズにも対応した参考図書室や共用研究室の設置、利用者相互が意見や情報を交換するためのセミナールーム等の整備により、利用者が調査研究を深めるための環境を整備することも必要である。

### ③ 充実した利用サービス提供による来館利用の付加価値向上

テーマ別検索なども盛り込んだ一般利用者にとっても利用しやすい検索システムの開発、他機関所蔵の文書も含めた一体的な検索や情報提供サービス、専門職員（アーキビスト）によるリサーチ支援をはじめ、巡回ガイドの配置や定期ガイダンスの開催などによるレファレンス・ガイダンス体制の強化により、来館利用による付加価値のさらなる向上を図るべきである。また、国立公文書館デジタルアーカイブが海外の研究者にも広く利用され、我が国に対する国際的な理解に役立っていると評価されていることを踏まえ、海外の研究者による来館利用にもつながるよう、外国語によるレファレンス・ガイダンス等の利用サービスの充実を図ることも、重要である。

## (5) デジタルアーカイブ機能

インターネットが基礎的なインフラとして生活に浸透している現代において、所蔵する文書を幅広い利用者にとって使いやすい形でデジタルアーカイブ化し、いつでも、どこでも閲覧できるようにすることは、歴史資料として重要な公文書等の利用促進の観点から、重要な取組の1つである。

国立公文書館には、国立公文書館自身が所蔵する文書のデジタル化を促進するとともに、我が国全体のデジタルアーカイブ化の推進において、中心的な役割を果たすことが期待される。

### 【現状】

- 国立公文書館における特定歴史公文書等のデジタル化の割合は、所蔵資料冊数の約1割にすぎない。デジタル化は毎年度1.4万冊程度のスピードで進行する一方、毎年度の国立公文書館への移管冊数は2.4万冊程度あり、作業ペースが追い付いていない状況である。
  
- デジタル化作業は民間に委託しているが、作業の監督・資料保存の観点から館施設内で実施する必要がある。現状、102 m<sup>2</sup>のスペース

で13台のスキャナ機、24人の人員（委託業者スタッフ）で実施しているが、特にスペースの確保が課題となっている。

- 我が国全体の公文書等のデジタルアーカイブ化については、全国の公文書館等におけるデジタルアーカイブの普及のため、構築に要する技術情報をまとめた「標準仕様書」を提供し、現在10施設との連携を実現している。

他方、近年ではクラウドシステムを採用したモデルが導入されつつあり、地域レベルでの横断的検索・閲覧システムが構築されている例もある（秋田県デジタルアーカイブ）。

## 【今後の展望】

### ① 修復と連携したデジタル化の拠点の整備

国立公文書館の所蔵する文書のデジタルアーカイブ化の推進のためには、修復と連携し、効率的にスキャン等の作業を進めるための十分なスペースを確保するとともに、民間委託の活用もさらに進め、紙のみならずフィルム、音声等の多様な媒体に対応できるようにすることが必要である。また、電子文書を長期にわたり見読性を保った状態で保存する技術（長期保存技術）についても、海外の取組も参考にしつつ、引き続きアップデートを図っていく必要がある。

### ② 我が国全体としての歴史資料のデジタルアーカイブ化の推進

我が国全体としてのデジタルアーカイブ化の推進に当たっては、国立公文書館が率先して地方公文書館等の取組を支える人材育成や技術支援を行うとともに、地方における取組の推進状況、技術の進展を見極めつつ、クラウド技術等を活用した共同利用型システム等によりネットワーク化を進めていくことが期待される。

なお、国の機関レベルの歴史的文書の一体的な提供の試行的事例としても位置付けられるアジア歴史資料データベースは、国内外からも高い評価を受けており、対象範囲を戦後期にまで拡大することを念頭に、さらなる充実を期待する意見もある。